

第1条（名 称）

本会は、三洋電機洋友会 洲本地区(以下「本会」または「地区」という)と称する。

第2条（目 的）

本会は、会員相互の親睦を図ると共に、会員と会社の連帯感を強めることを目的とする。

第3条（会 員）

本会は、下記会社に在籍していた役員(相談役、顧問等含む)および社員(出向社員含む)で、洋友会への入会者(以下「会員」という)によって構成する。

- (1) 三洋電機株式会社、及び三洋電機労働組合と労働協約を締結している会社等に在籍し退任した役員、及び勤務し退職した社員で入会時満50歳以上であること
- (2) パナソニック株式会社、及びパナソニックグループ会社に在籍し退職した社員で、入会時満50歳以上であること
- (3) 洋友会入会においては、入会地区会員の推薦、及び地区会長の承認が得られること
- (4) 入会時会員には、「三洋電機洋友会会員証」(以下「会員証」という)を貸与すること
会員証を、紛失・破損等の場合は、所属地区にて再発行の手続きをすること

第4条（事務局）

本会は、事務局を、パナソニックグループ 三洋電機(株)洲本工場のクラブハウス内(洲本市上内膳222番-1)に設ける。

第5条（組 織）

本会の組織は、地区会員により構成する。

第6条（活 動）

本会は、下記の活動を推進する。

- (1) 本部発行の会報誌「洋友」(年4回)による情報提供
- (2) 「地区だより」(年5回発行)、及び事業推進に必要な資料等による情報提供
- (3) ホームページを利用した情報提供
- (4) 文化、教養活動等のための会合等の開催
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業活動を、地区役員会に於いて承認を得て都度開催

第7条（慶弔金）

本会は、会員に対し下記の慶弔金制度を設ける。

- | | | |
|----------|------------------------------------|--------------------------|
| (1) 長寿祝い | ① 喜 寿 (満77歳) 10,000円 | (2) 金婚祝い (結婚50周年) 5,000円 |
| | ② 米 寿 (満88歳) 20,000円 | ・結婚月6ヶ月前から1ヶ月後迄に申請 |
| | ③ 白 寿 (満99歳) 50,000円 | ・会員の申請により、祝い金を贈呈 |
| (3) 弔 事 | ① 弔慰金 10,000円 | (4) 配偶者弔事 (お供え金) 5,000円 |
| | ② 供 花 (限度) 15,000円 | ・告別式から3ヶ月以内に申請 |
| | ③ 弔 電 (限度) 2,000円 | ・会員の申請により、お供え金を配布 |
| | ・会員の告別式が事後連絡の場合は、弔慰金、お供え(供花代相当)の対応 | |

第8条（本部役員）

地区会長は、本部役員を兼務する。

第9条（地区役員）

本会に、次の地区役員を設ける。

- (1) 会長:1名 副会長:2~3名 会計:2~4名 会計監査:2名 幹事:若干名
- (2) クラブ部長あるいは副部長は、地区役員を兼ねて事業活動の一役を担当する。
- (3) 必要に応じて、相談役・顧問等を設ける。

第10条（役員を選出）

地区役員については、地区総会に於いて決定する。

第11条（役員任期）

地区役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

第12条（会 計）

1. 会計年度は、4月1日から翌年3月31日迄の1年間とする。
2. 本会運営は、会員の入会金、年会費、及び会社の助成金その他を充充当する。
入会金 20,000円、年会費 4,800円 (活動費 3,600円、慶弔引当金 1,200円)を、基本とする。但し、入会時の活動費は、入会月に応じて月割りとする。
- (2) 入会金・年会費は、返却しない。

- (3) 入会金・慶弔引当金は、第7条の慶弔金制度の適用を基本とする。
3. 年会費は、年齢により下記の通り適用とするものとする。
- (1) 満60歳未満の入会者は、年会費(活動費)3,600円とし、満60歳を迎えた翌年度より年会費4,800円とする。
- (2) 満61歳以上の入会者は、慶弔引当金の徴収方法を下記の項目から選択とする。
- 1) 入会時に慶弔金不足分(1,200円×年数)を、地区は一括徴収を基本とする。
- 2) 慶弔引当金(1,200円)を入会以降20年間継続して徴収する。本項目を適用する場合は加入地区で徴収管理を行い、地区間の移動者が発生した場合は、受入地区に徴収開始・徴収終了年の情報を伝達とする。
- (3) 満80歳を迎えた会員は、翌年度より慶弔引当金を免除とし年会費3,600円とする。但し上記(2)項の2)を選択した会員は、慶弔引当金を20年間徴収した翌年度より免除とする。
- (4) 満88歳を迎えた会員は、翌年度より名誉会員として年会費を免除とする。但し、上記(2)項の2)を選択した会員は、慶弔引当金を20年間徴収した翌年度より免除とする。

第13条(総会)

地区総会は、定期総会と臨時総会とし、下記の通りに開催する。

- (1) 定期総会は、毎年4月度を基本として開催する。
- (2) 臨時総会は、必要性のある場合において、会長の招集により開催する。

第14条(事業活動報告及び計画の承認)

地区総会において、事業活動報告・決算報告(会計監査報告含む)、及び事業活動計画・予算計画の承認を得る。

第15条(会員資格の消滅)

1. 会員の資格は、次の何れかの状況が発生した場合に消滅する。
- (1) 会員本人が、逝去した場合
- (2) 会員本人より、退会の届出があった場合
- (3) 年会費の入金が、1ヶ年に渡り無い場合
2. 会員の資格が消滅した場合は、会員証を所属地区に返却する。

<付則>

1. 洋友会規約改定に準じて、本規約への展開を地区役員会において提示する。
2. 本規約は、1989年(平成元年)7月6日に制定し施行する。

<改定>

1. 本規約の改定履歴は、改定履歴欄に概略と、別紙に詳細を記録して管理する。
2. 本規約の改定版は、2020年5月20日より履行する。

規 約 改 訂 履 歴

施行	1989年07月06日	
改定	2004年04月22日	・ <改定> 1項 追加 改訂履歴の管理 2項 追加 施行日の記載
改定	2011年04月01日	・ 第3条 2項 削除 入会者の年齢制限 ・ 第6条 4項 追加 金婚祝い、配偶者弔事 ・ 第11条 2項 追加 名誉会員の年会費免除
改定	2012年12月01日	・ 全規約 条文 変更 2011年度改定内容を、条文に盛り込み ・ 第6条 4項 分割 慶弔事金制度申請書を、慶事、弔事各々の申請書
改定	2013年10月01日	・ 全規約 条文 変更 各条文を、事業運営に整合した表現
改定	2014年04月01日	・ 第8条 2項 追加 クラブ部長の役員兼務 ・ 第11条 2項 変更 会計科目改定に伴い、年会費を活動費と慶弔引当金に分割 4項 追加 地区活動費活用の役員会承認の条件
改定	2014年06月01日	・ 第8条 1項 変更 各役員の内訳 ・ 第11条 3項 追加 満60歳未満の入会者、及び満80歳以上会員の年会費条件等 5項 削除 事業活動費用の実費徴収
改定	2014年12月04日	・ 第13条 1項 追加 事業活動報告、計画の地区総会での承認 ・ 第11条 2項 変更 活動費を入会月に応じて月割 3項 変更 満60歳未満の年会費は、活動費のみに変更
改定	2015年04月17日	・ 第3条 1項 追加 元三洋電機株式会社役員、社員の入会条件 ・ 第12条 1項 追加 臨時総会の開催
改定	2016年04月07日	・ 第4条 1項 変更 地区事務局所在地の会社名
改定	2016年05月12日	・ 第8条 2項 変更 クラブ部長 ⇒ クラブ部長あるいは副部長
改定	2017年04月21日	・ 第6条 4項 変更 告別式の事後連絡時の弔慰金、お供え(供花代相当)対応
改定	2018年04月25日	・ 第3条 1項 変更 洋友会入会条件の緩和 ・ 第12条 2項 削除 労働組合からの助成金 3項 追加 (2)~(4)の慶弔引当金徴収方法・免除時期
改定	2020年05月20日	・ 第3条 2項 追加 パナソニック(株)勤務者の入会条件 4項 追加 会員証の貸与 ・ 第15条 4項 追加 会員証の返却